

近江八幡市上水道重要管路更新事業（その1）

募集要項

令和6年4月

近江八幡市水道事業所

目 次

1. 公募型プロポーザルに付する事項.....	1
1-1 事業名	1
1-2 事業の目的.....	1
1-3 事業概要.....	1
1-4 事業箇所.....	1
1-5 事業期間.....	2
2. 担当部局	2
3. 事業内容等	2
3-1 事業内容.....	2
3-2 事業手法.....	2
3-3 契約の形態.....	3
4. 応募者の審査及び選定	3
4-1 審査及び選定の手順.....	3
4-2 選定スケジュール.....	3
4-3 事業者検討委員会の設置.....	5
5. 募集要項等	5
5-1 募集要項等の構成	5
5-2 募集要項等の公表.....	5
5-3 募集要項等に対する質疑・回答.....	5
6. 応募者の参加資格要件	6
6-1 応募者の構成.....	6
6-2 応募者の参加資格要件.....	7
6-3 参加資格の喪失.....	9
7. 資格審査	9
7-1 資格審査申請書類の提出	9
7-2 資格審査申請書類の構成	9
7-3 資格審査申請書類の提出方法.....	10
7-4 参加資格要件の確認方法	10
7-5 応募者の選定	10
7-6 資格審査結果の通知	11
7-7 資料の閲覧	11
8. 応募書類の提出	11
8-1 応募書類の構成	11
8-2 応募書類の提出方法	12
8-3 応募書類の提出にあたっての留意事項.....	12
8-4 応募の辞退	12

8-5 応募の無効	12
8-6 応募にあたっての留意事項	13
8-7 応募書類の修正等の禁止	13
9. 本審査	13
9-1 形式審査	13
9-2 価格評価	14
9-3 技術提案評価	14
9-4 プレゼンテーション	14
9-5 評価の実施	15
9-6 優先交渉権者並びに次点者の決定及び公表	15
10. 予算額等	15
11. 優先交渉権者決定後の手続き	15
11-1 随意契約手続き	16
11-2 契約内容の協議	16
11-3 設計・建設工事請負契約の締結方法について	16
12. 市と事業者の責任分担	16
12-1 基本的な考え方	17
12-2 予想されるリスクと責任分担	17
13. 設計・建設工事請負金額の精算	17
13-1 請負率の設定	17
13-2 精算額の設定	17
添付資料1：契約形態	19

本実施方針は、近江八幡市上水道重要管路更新事業（その1）（以下、「本事業」という。）を実施する者（以下、「民間事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により選定するに当たり公表するものである。本事業を実施する民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、別途公表する募集要項等（募集要項、要求水準書、評価基準書、設計・建設工事請負契約書（案）（以下、契約書（案））、様式集）によるものとする。

本事業に応募する者（以下、「応募者」という。）は、募集要項等に従い、そこに記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、本事業の目的に合った条件により、応募書類の作成等を行うものとする。

近江八幡市長 小西 理

1. 公募型プロポーザルに付する事項

1-1 事業名

近江八幡市上水道重要管路更新事業（その1）

1-2 事業の目的

近江八幡市水道事業所（以下「市」という。）が計画している重要管路更新事業において、設計・建設工事一括発注（DB ; Design : 設計、Build : 施工）方式により、長期的な視点からコスト削減と管路の早期耐震化、永続的な水道事業運営をめざすことを目的とする。

1-3 事業概要

本事業の概要は、近江八幡市上水道重要管路更新事業（その1）要求水準書（以下「要求水準書」という。）に記載のとおりである。

1-4 事業箇所

対象とする基幹管路の位置を以下に示す。



図1 本基幹管路の路線位置図

1-5 事業期間

事業期間は、契約締結日から令和9年9月末までとする。

なお、設計・建設工事期間については、安全性等に十分配慮した上で、期間を短縮することを妨げない。

2. 担当部局

本事業において資格審査等の事務を担当する部局（以下、「担当部局」という。）は、以下のとおりとする。

担当部局	近江八幡市水道事業所上下水道施設課
郵便番号	〒523-0893
住 所	近江八幡市桜宮町214番地10
電 話	0748-36-5535 F A X 0748-34-7480
電子メール	010620@city.omihachiman.lg.jp

また、市は、本事業に関して担当部局が行う事務に対する助言を行う者として、以下のアドバイザーを置く。

日本水工設計株式会社
同協力企業 弁護士法人匠総合法律事務所

3. 事業内容等

3-1 事業内容

要求水準書に記載のとおりである。

3-2 事業手法

本事業は、設計・建設工事一括発注方式（DB方式）で実施する。なお、本基幹管路は、厚生労働省「生活基盤施設耐震化等交付金」の対象施設であることを想定している。

令和6年度以降に予定されている、水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管の動向に従い、移管後は、前文の省庁名及び交付金等の名称を、移管後のものに読み替える。

3-3 契約の形態

市は、本事業について民間事業者に設計・建設工事業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る設計・建設工事請負契約（以下、「設計・建設工事請負契約」という。）を一括して民間事業者と締結する。

4. 応募者の審査及び選定

本事業は、応募者から提案された内容について、応募者の創意工夫、多様な技術提案の審査を実施し、最も優れていると認められた者を選定する「公募型プロポーザル方式」で行うものとする。

まず、応募者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有していることを確認する。続いて応募者の提案内容が、本事業の目的を達成し、技術的観点等から市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを確認する。並びに、非価格要素及び価格に関する評価を行い、最も優れた応募者を優先交渉権者とし、これに次いで優れた者を次点者として決定する。

4-1 審査及び選定の手順

審査及び選定は段階的に実施する。応募者の審査に関しては、「4-3」に示す事業者検討委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、市が優先交渉権者、及び次点者を決定する。なお、公募から契約締結に至るまでの流れは、次に示すとおりである。

4-2 選定スケジュール

優先交渉権者の決定までのスケジュールは、以下を予定している。

(1) 募集要項等の公表	令和6年3月27日
(2) 募集要項等に関する質問の受付	令和6年3月28日
(3) 技術提案書及び見積書を除く事項に関する質問の受付締切	令和6年4月5日
(4) 技術提案書及び見積書を除く事項に関する質問回答公表	令和6年4月26日
(5) 資格審査申請書類受付締切	令和6年5月9日
(6) 参加資格結果通知	令和6年5月20日
(7) 技術提案書及び見積書に関する質問の受付締切	令和6年5月24日
(8) 技術提案書及び見積書に関する質問回答公表	令和6年6月18日
(9) 応募書類の受付	令和6年7月16日
(10) 応募書類の受付締切	令和6年7月19日
(11) 形式審査結果の通知	令和6年7月29日
(12) プレゼンテーション	令和6年8月6日

- (13) 優先交渉権者の決定
- (14) 優先交渉権者への通知

令和6年 8月 29日
令和6年 8月 30日

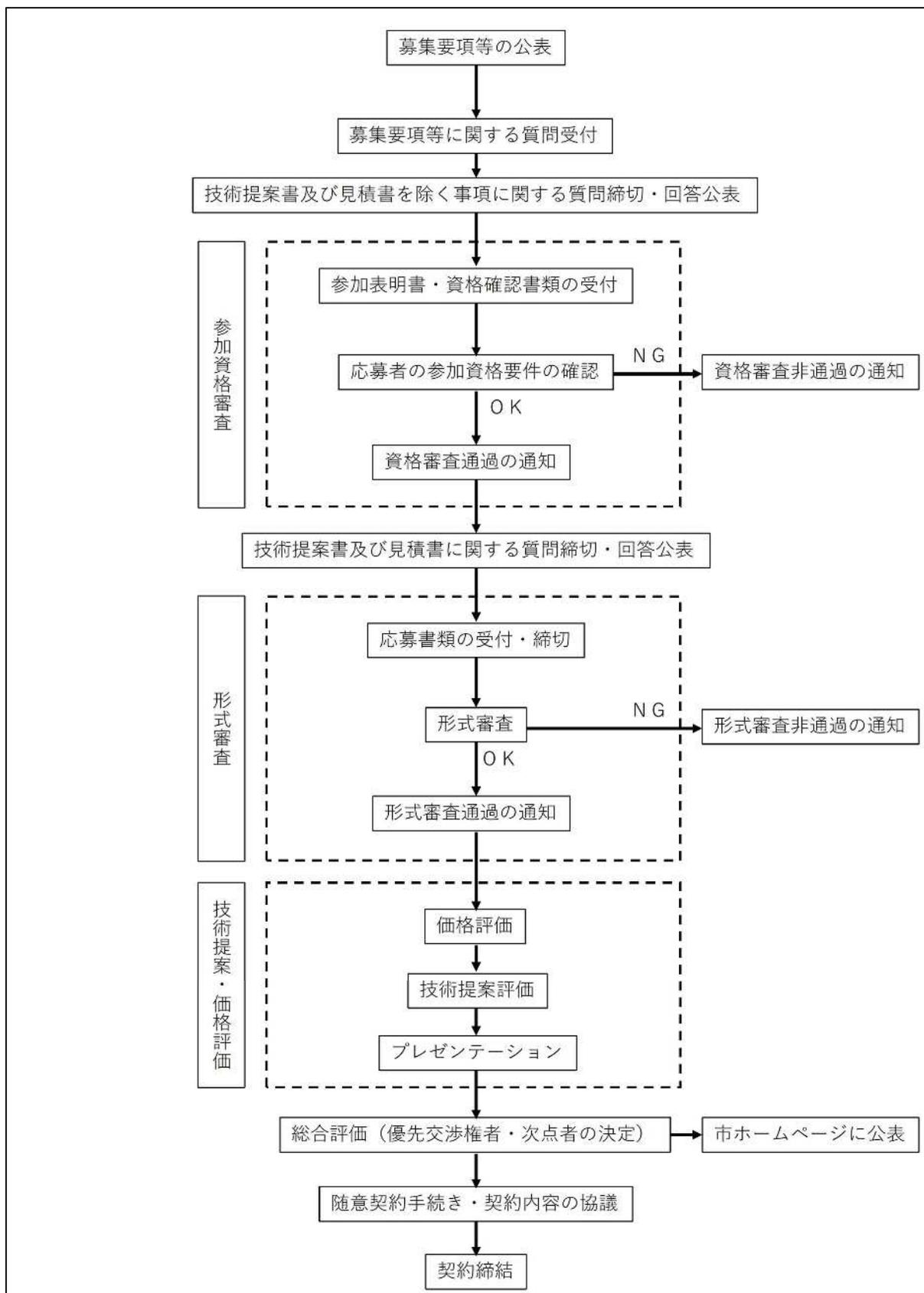


図 2 公募から契約締結に至るまでの流れ

4-3 事業者検討委員会の設置

市は、応募者の審査を実施するに当たって「近江八幡市上水道管路更新事業等に係る検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置する。検討委員会委員は、以下のとおりとする。（なお、委員については、人事異動等で変更になる可能性がある。）

ただし、本事業について応募しようとする者や、それと同一と判断される団体等が検討委員会の委員への問い合わせや働きかけを試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

- 委員 笠原 伸介（大阪工業大学工学部 教授）
- 委員 清水 聡行（福山市立大学都市経営学部 准教授）
- 委員 木澤 良則（滋賀県企業庁浄水課 課長）
- 委員 中西 貞夫（市水道事業所 所長）
- 委員 苗村 和彦（市水道事業所上下水道施設課 課長）

5. 募集要項等

5-1 募集要項等の構成

募集要項は、次の(1)から(5)までの書類により構成される。これら書類は応募書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約当事者を拘束する条件となるものである。

- (1) 募集要項
- (2) 要求水準書
- (3) 評価基準書
- (4) 契約書（案）
- (5) 様式集

5-2 募集要項等の公表

募集要項等を次のとおり公表する。

- (1) 公表日：令和6年3月27日
- (2) 方法：市のホームページにおいて公表する。

5-3 募集要項等に対する質疑・回答

募集要項等に対する質問・回答を以下のとおり実施する。

5-3-1 質問の受付及び回答スケジュール

- (1) 技術提案及び見積書を除く事項に関する質問の提出期間
 - ・令和6年3月28日から令和6年4月5日17時00分まで
- (2) 技術提案及び見積書を除く事項に関する回答公表
 - ・令和6年4月26日
- (3) 技術提案及び見積書に関する質問の提出期間
 - ・令和6年3月28日から令和6年5月24日17時00分まで
- (4) 技術提案及び見積書に関する回答公表
 - ・令和6年6月18日

5-3-2 質問の方法

質疑のある者は、「様式第1号 技術提案及び見積書を除く事項に関する質問書」、又は「様式第2号 技術提案及び見積書に関する質問書」に、その内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到達について担当部局に確認の連絡をすること。

「技術提案及び見積書を除く事項に関する質問」及び「技術提案及び見積書に関する質問」の提出回数は、それぞれ1回のみとする。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

5-3-3 回答方法

質疑に対する回答は、市のホームページにおいて公表する。なお、提出のあった質疑に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らない。

6. 応募者の参加資格要件

応募者は参加表明書・資格確認書類の受付締切日において、以下の資格要件をすべて満たすこと。

6-1 応募者の構成

- (1) 応募者は、設計を行う企業（以下「設計企業」という。）と、工事を行う企業（以下「建設企業」という。）を兼ねる単体企業、又は両者を含む共同企業体とする。
- (2) 共同企業体にあつては、構成企業から代表となる建設企業（以下、「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。
- (3) 応募者は、応募に当たり、構成企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

- (4) 共同企業体における代表企業、構成企業の変更は認めない。ただし、応募書類の受付締切日までの期間であって、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りでない。
- (5) 応募者となる単体企業が、他の応募者の代表企業、構成企業となることは認めない。
- (6) 共同企業体における代表企業、構成企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成企業となることは認めない。
- (7) 単体企業、代表企業、構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社（以下、これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は、それぞれ他の応募者になることはできない。
- (8) 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

6-2 応募者の参加資格要件

6-2-1 共通の参加資格要件

応募者（共同企業体にあつては、代表企業及び構成員を含む）は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本事業に係る参加資格確認日から契約締結日までの期間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 直近1年間に事業税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下、「暴対法」という。）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（資格審査申請書類の中で暴力団排除の誓約書、役員名簿を提出すること及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (6) 当該事業の応募から契約締結の日までに、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。
- (7) 近江八幡市に対して競争参加資格審査申請書を提出し、令和6年度有資格者名簿に登録されていること。
- (8) 以下に示す者又はその者と資本関係等をもつ者でないこと。
 - 1) 本事業に関する市のアドバイザー業務を受託する日本水工設計株式会社、同協力企業である弁護士法人匠総合法律事務所
 - 2) 本事業の審査を行う検討委員会の委員が属する企業

なお、関連をもつ者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える株式を有し、又はその出資の100分の20を超える出資をしているか、若しくは当該企業の役員(取締役以上)を兼ねている者をいう。

- (9) 単体企業又は代表企業は、事業の着手日から完了日に至るまで、民間事業者の業務履行を統括管理し、市との調整・折衝窓口となる統括責任者を配置できること。統括責任者の要件は、「6-2-2(3)」に示す主任技術者又は監理技術者、「6-2-3(2)」に示す管理技術者の要件のいずれかを満たすものとし、主任技術者、監理技術者、管理技術者、照査技術者を兼務してもよい。なお、共同企業体による場合、統括責任者は代表企業から配置するものとする。

6-2-2 建設企業に必要な資格要件

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、水道施設工事業の許可を受けていること。
- (2) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値（P点）が、水道施設工事について1000点以上であること。
- (3) 建設業法第26条第2項から第3項の規定に基づく主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。専任の主任技術者又は監理技術者は、次の要件を全て満たすこと。
- 1) 参加資格確認日から起算して3ヶ月以上前から、当該建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - 2) 1級土木施工管理技士、又は1級管工事施工管理技士の資格保有者であること。
 - 3) 監理技術者は、監理技術者資格者証（土木工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (4) 現場代理人等必要な人員を配置できること。

6-2-3 設計企業に必要な資格要件

- (1) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定に基づく登録（登録部門は「上水道及び工業用水道」に限る。）を受けていること。
- (2) 次の要件を満たす者を管理技術者、照査技術者として配置できること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。
- 1) 参加資格確認日から起算して3ヶ月以上前から、当該設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - 2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道）又は上下水道部門（上水道及び工業用水道））の資格保有者であり、技術士登録がなされていること。照査技術者は、管理技術者と同様の技術士登録がなされている者、又はRCCM（上水道及び工業用水道）の資格保有者であり、資格者登録がなされている者であること。

6-3 参加資格の喪失

応募者の構成企業が、契約締結日までの間に「6-2 応募者の参加資格要件」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。

ただし、当該要件に掲げる資格を欠くこととなった企業が、代表企業に該当せず、当該企業の脱退又は変更が資格審査に影響を与えない等応募手続の透明性、公平性を害しないと市が特に認める場合に限り、応募書類の受付締切日までの間に、当該要件に掲げる資格を欠くこととなった企業を脱退させ又は新たな企業に変更した上で新たに応募者を構成し、応募手続きを継続することができる。

7. 資格審査

応募者は、次に従って資格審査の申請を行い、審査を受けるものとする。

7-1 資格審査申請書類の提出

応募者の単体企業又は代表企業（以下、「参加表明者」という。）は、構成企業が、「6-2 応募者の参加資格要件」に掲げる要件を満足することを証明するため、「様式第3号 資格審査申請書」及び参加資格確認資料（以下、総称して「資格審査申請書類」という。）を担当部局に提出しなければならない。

7-2 資格審査申請書類の構成

資格審査申請書類の構成は、次のとおりとし、様式集に沿って作成する。

- (1) 資格審査申請書（様式第3号）
- (2) 応募者の構成（様式第4号①、②）
- (3) 委任状〔代表企業への委任状〕（共同企業体の場合）（様式第5号）
- (4) 本基幹管路の設計・建設工事を行う企業の実績（様式第6号①、②、③、④）
- (5) 本基幹管路の建設工事を行う企業が、統括責任者として配置する予定の技術者の資格経歴等（様式第7号①）
- (6) 本基幹管路の建設工事を行う企業が、各々担当する部分に関する主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者の資格経歴等（様式第7号②）
- (7) 本基幹管路の設計を行う企業が、管理技術者及び照査技術者として配置する予定の技術者の資格経歴等（様式第7号③、④）
- (8) 各構成企業の組織体制（部門等）が確認できる書類（様式任意）
- (9) 経営事項審査の最新の評点を確認できる書類（様式任意）
- (10) 暴力団排除の誓約書（様式第8号）
- (11) 資料閲覧申込書（希望者のみ）（様式第9号）

(12) 守秘義務に係る誓約書（資料閲覧申込みを行う者のみ）（様式第10号）

7-3 資格審査申請書類の提出方法

資格審査申請書類はA4縦の冊子にまとめ、各3部（正本1部、副本2部）と、その電子データとしてCD-R/RW 3枚を、令和6年5月9日17時00分までに、担当部局へ提出すること。提出方法は、持参に限ることとし、郵送又は伝送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。市は、資格審査申請書類の提出に対して受領書を交付する。

- (1) 正本1部
- (2) 副本2部
- (3) CD-R/RW 3枚

なお、CD-R/RWへの格納の条件は次のとおりとする。

- ① CD-R/RW：Windowsフォーマット
- ② 使用アプリケーション：様式の指定があるもの、説明文等は、Microsoft社製のWord、Excel、PowerPointの2000以降のバージョン。
- ③ 上記②とは別に、資格審査資料一式（添付資料を含む）を、PDFデータ（しおり設定付）にまとめ、格納すること。
- ④ ウィルスチェック：CD-R/RWはウィルスチェックを行ってから提出すること。
 - a) ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。
 - b) 最新のウィルスも検出できるように、ウィルス対策ソフトには常に最新のデータに更新したものを利用する。
 - c) 電子媒体の表面又は別紙電子媒体納品書（様式任意）に、「使用したウィルス対策ソフト名」、「ウィルス（パターンファイル）定義年月日又はパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記する。

7-4 参加資格要件の確認方法

応募者の参加資格要件の確認は、提出された資格審査申請書類に対する書類審査により行う。

7-5 応募者の選定

市は、「6-2 応募者の参加資格要件」に掲げる要件を満たすことが確認された応募者のみ、本審査に参加できるものとする。

7-6 資格審査結果の通知

資格審査通過の通知、又は非通過の通知は、各参加者へ書面により令和6年5月20日に行う。非通過の場合の通知には、その理由を示すものとする。

なお、暴対法の照会の結果によっては、資格を失う場合がある。

7-7 資料の閲覧

資格審査を通過した応募者のうち、資料閲覧申込書の提出があった者に対しては、以下に示す資料の閲覧を認める。閲覧は、令和6年5月20日以降に行うこととし、詳細な日時と場所は市が指定する。また、市は閲覧に関する詳細を定めた「資料閲覧要領」を通知する。

なお、閲覧資料に関する質問には、回答しない。

- ・配水管管理図
- ・下水道台帳
- ・基本設計時に収集した地下埋設物等の資料
- ・近江八幡市上水道配水管等設計業務委託標準仕様書
- ・近江八幡市上水道工事特記仕様書

8. 応募書類の提出

「7. 資格審査」を通過した応募者（以下、「資格審査通過者」という。）は、応募書類を提出する。

8-1 応募書類の構成

応募書類の構成は、次のとおりとし、様式集に沿って作成する。

- (1) 見積書（様式第11号）
- (2) 業務分担届出書（様式第12号）
- (3) 委任状（代理人への委任状）（必要に応じ）（様式第13号）
- (4) 契約構造を示す書類（様式第14号）
- (5) 技術提案書（様式第16号）

8-2 応募書類の提出方法

応募書類はA4縦の冊子にまとめ、各10部（正本1部、副本9部）と、その電子データとしてCD-R/RW 3枚を、令和6年7月19日17時00分までに、担当部局へ提出すること。提出方法は、持参に限ることとし、郵送又は電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。市は、応募書類の提出に対して受領書を交付する。

- (1) 正本1部（添付書類を含め、応募者名がわかるもの）
- (2) 副本9部（添付書類を含め、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外したものの。業務実績についても社名が分かるような表現は行わないこと。押印不要。）
- (3) CD-R/RW 3枚

なお、CD-R/RWへの格納の条件は、参加資格審査申請書類と同様とする。

8-3 応募書類の提出にあたっての留意事項

担当部局へ代理人が持参する場合は、委任状（様式第13号）を提出すること。

8-4 応募の辞退

資格審査通過者は、応募書類提出時まで随時応募を辞退することができる。辞退する場合は、応募辞退届（様式第15号）を上記、上下水道施設課に直接持参すること。

8-5 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。応募を無効とした場合は、当該応募書類は返却しないものとする。

- (1) 参加資格がない者による応募
- (2) 近江八幡市見積り心得書に準じるほか、資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をしたもの
- (3) 応募書類の記載事項が不明なもの又は応募書類に記名若しくは押印のないもの
- (4) 応募書類が不足しているもの
- (5) 応募者又はその代理人が同一事項の総合評価型プロポーザルに対し、2以上の意思表示をしたもの
- (6) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたものに係る応募
- (7) 見積書の金額を改ざん又は訂正したもの

- (8) 見積書以外で応募をしたもの
- (9) 談合その他応募に当たり不正な行為があったとき
- (10) 「8-3応募書類の提出」に示した方法によらないで提出されたもの（期限までに到達しなかった場合を含む。）
- (11) その他応募に関する条件に違反したとき

8-6 応募にあたっての留意事項

応募にあたっては、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集手続きを執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、市は、当該応募者を募集手続きに参加させず又は募集手続きの執行を延期若しくは取りやめることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、市が必要と認めたときは、募集手続きを延期、中止、又は取り消すことがある。

契約の締結にあたっては、見積書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

8-7 応募書類の修正等の禁止

応募書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。ただし、審査の過程において、市がこれらの書類の明瞭化のための問い合わせや追加資料の提出を求めることがある。

9. 本審査

市は、以下の手順を経て本審査を実施し、優先交渉権者及び次点者を決定する。

9-1 形式審査

市は、応募書類について形式審査を行い、結果を応募者へ通知する。形式審査を失格となった応募者の技術提案評価は行わず、プレゼンテーションへの参加も認めない。

- 1) 必要な書類がそろっているか
- 2) 書類間で整合しているか

- 3) 見積価格が見積上限額を超えていないか

9-2 価格評価

「9-1 形式審査」を通過した応募者の見積価格を対象として、近江八幡市上水道重要管路更新事業（その1）評価基準書（以下、「評価基準書」という。）に定める価格評価点算定式により価格評価点を算定する。

9-3 技術提案評価

「9-1 形式審査」、及び「9-2 価格評価」を通過した応募者（以下、「最終審査対象者」という。）を対象に、評価基準書に基づき、資格審査申請書類、及び技術提案書を対象とした審査をし、技術評価点を算定する。

審査にあたっては、最終審査対象者によるプレゼンテーションを実施する。

9-4 プレゼンテーション

最終審査対象者は、検討委員会において、プレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの概要は次に示すとおりとし、詳細は「プレゼンテーション実施要領」に定め、市より別途通知をする。

- (1) 実施日 令和6年8月6日（火）
- (2) なお、最終審査対象者が多数となった場合は、実施日を追加する場合がある。
- (3) 実施場所 近江八幡市水道事業所 庁舎内
- (4) プレゼンテーションの持ち時間は20分間とする。
- (5) プレゼンテーション後には、検討委員会より15分間程度、質疑を行う。
- (6) プレゼンテーションに出席する者は、1最終審査対象者につき、3名以内とする。
- (7) プレゼンテーションは、統括責任者が行う。
- (8) プレゼンテーションは、概ね以下の要領で実施する。
 - 1) プレゼンテーションは非公開とする。
 - 2) 個人名及び企業名は非表示とすること。
 - 3) プレゼンテーションに出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則として優先交渉権者として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りでない。
 - 4) プレゼンテーション会場への入退室は、事務局の指示に従うものとする。
 - 5) 最終審査対象者は、他の最終審査対象者に対し、質疑応答に関する事項を見聞することは認めない。また、控室その他の場所で他の最終審査対象者と接触してはならない。

- 6) 「プレゼンテーション実施要領」の記載内容に反するプレゼンテーションや、質疑への対応を行っているとして検討委員会が判断した場合は、その最終審査対象者に対するプレゼンテーションを無効とする。
- 7) 公正な競争を阻害したと認められる場合には、その最終審査対象者を失格とする。
- (9) 感染症防止、その他不測の事態が発生したことにより、対面によるプレゼンテーションを行うことができないと市が判断した場合は、リモート環境によるプレゼンテーション、又は書面による質疑を行うことで対面のプレゼンテーションに替える場合がある。なお、書面による質疑とする場合は、「プレゼンテーション実施要領」に替えて、「書面質疑実施要領」に詳細な事項を示し、別途通知する。

9-5 評価の実施

「9-2 価格審査」で算定した価格点と「9-3 技術提案評価」で算定した技術評価点を基に、評価基準書に定める算式により総合評価点を算定し、最終審査対象者のうち最も高い点数の者を「優先交渉権者」、次いで点数の高い者を「次点者」として選定する。

9-6 優先交渉権者並びに次点者の決定及び公表

市は、検討委員会の報告を受けて、内部の事務手続きを経て優先交渉権者並びに次点者を決定し、その結果を市ホームページにより公表する。

なお、民間事業者の応募書類の記載内容に虚偽が認められた場合には、当該民間事業者の優先交渉権者の権利又は次点者の権利を無効とする。

10. 予算額等

本事業の予算額（消費税及び地方消費税の額は含まない。）は、次のとおりである。

なお、この予算額は、「13. 設計・建設工事請負金額の精算」における「見積上限額」と同額である。

予算額 : 1,057,800 千円

11. 優先交渉権者決定後の手続き

11-1 随意契約手続き

優先交渉権者の決定後、市と優先交渉権者の中で随意契約を締結するために、見積徴取を実施する。この際に優先交渉権者が提出する見積書には、内訳書を添付すること。

なお、優先交渉権者の応募書類の記載内容に虚偽が認められた場合には、失格とし、次点者との交渉へ移行する。

11-2 契約内容の協議

市と優先交渉権者は、添付資料1に示す形態の契約を締結する。

市と優先交渉権者は、設計・建設工事請負契約の締結に向け、契約内容について協議する。契約内容の協議は、契約書（案）に関する詳細の協議を行うものであり、募集要項等に規定された内容及び条件の変更は行わない。

契約内容の協議が整った場合において、市は優先交渉権者と設計・建設工事請負契約の締結を行う。

なお、優先交渉権者の決定から設計・建設工事請負契約の締結までの期間において、優先交渉権者として選定された者の見積価格では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときには、優先交渉権者との契約内容の協議をとりやめ、又は設計・建設工事請負契約を締結せず、次点者と契約内容の協議を行う。

11-3 設計・建設工事請負契約の締結方法について

設計・建設工事請負契約を締結するに当たって、市は、本基幹管路の設計・建設工事を担当する企業が結成した優先交渉権者（単体企業、又は共同企業体）と設計・建設工事請負契約を一括契約として締結する。契約額は、市と優先交渉権者の間で行われる「11-2. 契約内容の協議」が整った上で行う見積徴取による見積額とする。

また、優先交渉権者（契約締結後にあつては民間事業者）は、一括下請とならない範囲において下請負を行ってもよいが、下請負を行う場合には、下請業者の名称・所在等の企業情報及び本事業における業務内容を事前に市に通知し、承諾を得るものとする。

なお、工事の実施に当たっては、近江八幡市内に本社などを有する地元企業の活用を始めとして、地元地域への貢献に配慮することとする。

12. 市と事業者の責任分担

12-1 基本的な考え方

本事業は、設計・建設工事請負契約を締結するものであり、設計及び施工の責任は、原則として民間事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途、事業者と協議の上、市が責任を負うものとする。

12-2 予想されるリスクと責任分担

本事業の適正かつ確実な実施を確保する観点から、リスクが顕在化した場合の市と民間事業者のリスクと責任分担について別表に示す。

13. 設計・建設工事請負金額の精算

13-1 請負率の設定

請負率は、民間事業者が事業への応募時点において応募書類の一部として提出する見積書の金額を、見積上限価格（予算額と同額）で除した値とする。

$$\text{請負率（\%）} = \text{応募時の見積書金額} / \text{見積上限価格} \times 100$$

13-2 精算額の設定

民間事業者は、設計、及び調査に対し、契約締結時の見積書と対比した出来形調書（様式任意）を整理すること。市は、この出来形調書に基づいて出来高金額の積算を行う。

また、民間事業者は、工事に関して精算に必要な出来形図面及び出来形数量を整理して、精算設計として整理することとし、要求水準書「3-3-3 各工事積算内訳書の作成」に準じて工事積算内訳書（契約年度を基準とする）を作成すること。

精算額の設定は、設計、及び調査に関しては契約締結時の見積書による積算を、工事に関しては実施設計に対する工事積算内訳書を基準として行う。

設計・建設工事請負金額の精算額は、出来高に対する積算価格に請負率を乗じて設定するものとし、精算額のうち、千円に満たない額は切り捨てとする。

なお、実施設計に基づく各工事積算内訳書は、事業最終年度前年（令和8年度）の9月末までに、精算額は、事業最終年度（令和9年度）7月末までに確定するものとする。

$$\text{設計・建設工事請負金額の精算額} = \text{工事積算内訳書による積算価格} \times \text{請負率}$$

別表 発注者と民間事業者のリスクと責任分担表

(一般事項)

リスクの種類		リスクの内容	リスク分担		
			発注者	民間事業者	
1	入札・契約リスク	入札手続きリスク	募集要項、入札手続き等の誤り・内容の変更によるもの	○	
2		契約リスク	発注者事由による契約の未締結	○	
3			民間事業者事由による契約の未締結		○
4	制度関連リスク	法令変更リスク	法制度・許認可の新設・変更によるもの（本事業に直接の影響を及ぼすもの）	○	
5			上記以外の法令の変更や新規立法		○
6		消費税変更リスク	設計及び施工に係る消費税の変更によるもの	○	
7		税制変更リスク	法人の利益に係る税制度の変更によるもの（法人税率等）		○
8			本事業に直接影響を及ぼす税制度の変更によるもの	○	
9		許認可リスク	発注者の事由による許認可等取得遅延	○	
10	上記以外の事由による許認可等取得遅延			○	
11	社会リスク	第三者賠償リスク	発注者の提示条件、指示、行為が直接の原因となる契約期間中の事故によるもの	○	
12			上記以外		○
13		住民対応リスク	本事業の実施そのものに関する地元合意形成	○	
14			民間事業者が実施する業務（設計・調査・施工）に関する地元合意形成		○
15	環境リスク	発注者が行う業務に起因する環境の悪化	○		
16		民間事業者が行う業務に起因する環境の悪化		○	
18	経済リスク	保険リスク	設計及び施工段階のリスクをカバーする保険		○
19		金利変動リスク	本事業に係る金利変動に係る費用増減リスク		○
20		物価変動リスク	本事業に係る物価変動に係る費用の増減リスク（一定の範囲内）		○
21			本事業に係る物価変動に係る費用の増減リスク（一定の範囲を超えた部分）	○	
22	その他	安全確保リスク	本事業における安全性の確保		○
23		債務不履行リスク	発注者事由による（市の債務不履行、埋蔵文化財の発見等）工事の中止・延期	○	
24			発注者事由による支払いの遅延・不能によるもの	○	
25		民間事業者の事由による工事の中止・延期		○	
26	不可抗力リスク	本事業に係る、天災等による工事内容の変更、工事の延期・中止に関するもの	○	△	

(設計・施工)

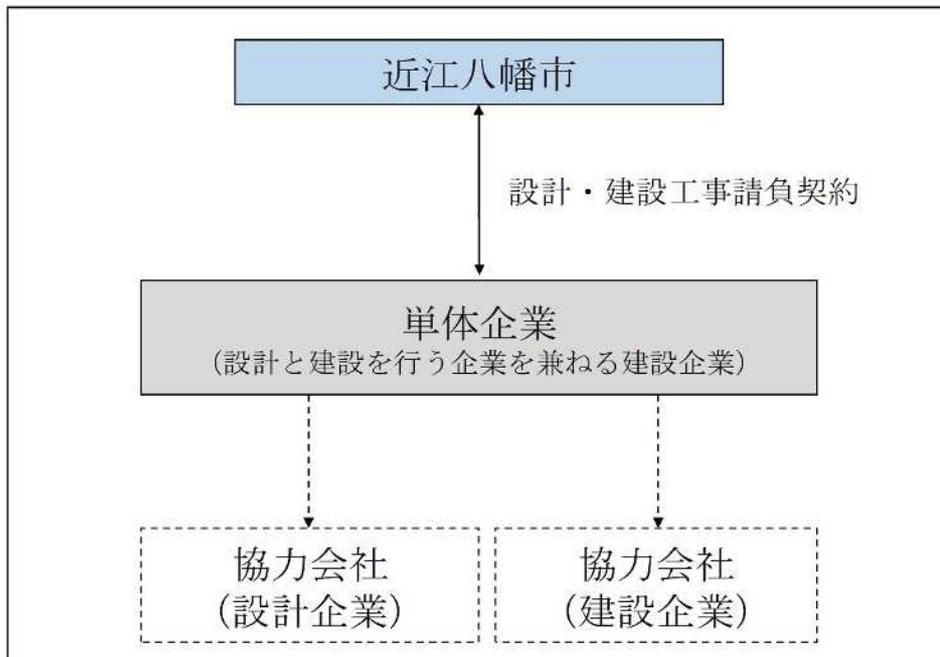
リスクの種類		リスクの内容	リスク分担		
			発注者	民間事業者	
27	設計段階のリスク	調査リスク	発注者が実施した調査（測量・地質等含む）に関するもの	○	
28			民間事業者が実施した調査（測量・地質等含む）に関するもの		○
29		設計リスク	発注者の事由による設計等の遅延・設計費の増大	○	
30	民間事業者の事由による設計等の遅延・設計費の増大			○	
31	施工段階のリスク	用地リスク	本事業における資材置き場、仮設道路等の確保に関するもの		○
32			土壌汚染、地下埋設物（既存施設で合理的に把握不可能なもの）に関するもの	○	
33			地下埋設物（既存施設で合理的に把握可能なもの）に関するもの		○
34		埋蔵文化財の存在に関するもの	○		
35		工事遅延リスク	発注者の事由及び予見が困難な事象による工事の遅延・未完工事費の増大	○	
36			民間事業者の事由による工事の遅延・未完工事費の増大		○
37		工事費増大リスク	発注者の事由による設計変更等に伴う工事費の増大	○	
38			想定が困難な埋設物等の移設費等に伴う工事費の増大	○	
39		民間事業者の事由による工事費の増大		○	
40		要求性能リスク	要求水準不適合		○
41	工事監理リスク	工事の監理に関するもの	○		
42		工事の現場管理に関するもの		○	
43	引渡前損害リスク	施設の引き渡し前に、施設、工事材料又は建設機械器具等に生じた損害、その他工事に関して生じた損害		○	

○：主負担 △：従負担（不可抗力リスクは、原則として発注者が負うが、内容に応じ協議の上で民間事業者が従負担を負う場合がある。）

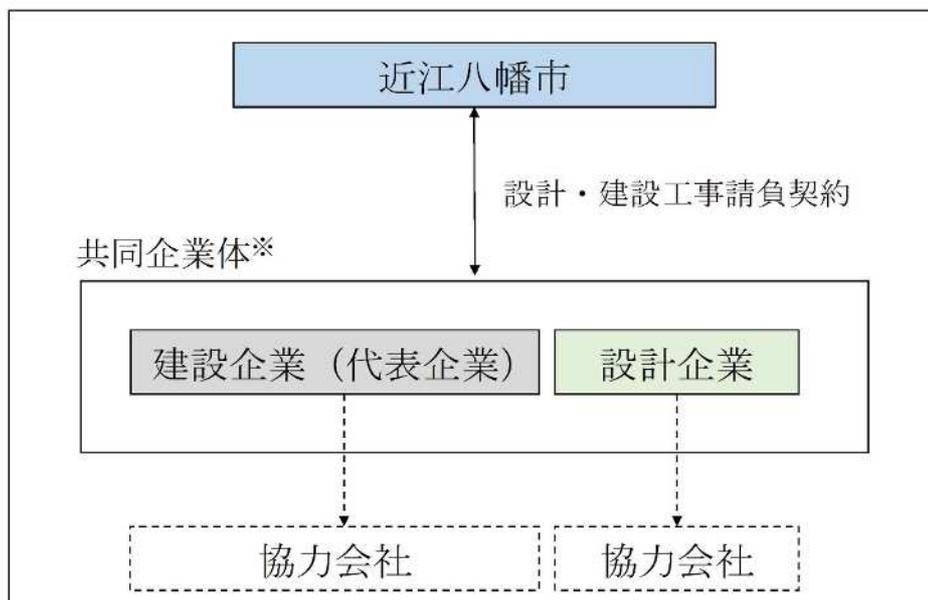
添付資料 1：契約形態

設計業務・建設工事を一括発注し、一括契約とする。

以下に単体企業の場合と共同企業体の場合の契約形態を示す。



単体企業の場合



※建設企業と設計企業は、複数をおいてもよい。

共同企業体の場合